

令和 6 年 4 月 5 日

各府県経済団体 代表者 殿

近畿運輸局

各府県(大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山・兵庫)労働局

近畿農政局

近畿経済産業局

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

トラック事業における適正取引及び働き方改革の推進について
～「標準的な運賃」、「標準貨物自動車運送約款」等の改正のお知らせ～

平素より、トラック事業における適正取引及び働き方改革への取組に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、その機能を十分に発揮させていく必要がありますが、人手不足や労働生産性の低さといった課題への対応が求められています。

そのような中、本年 4 月からトラックドライバーにも「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成 30 年法律第 71 号)による時間外労働の上限規制(年間 960 時間)が適用されましたが、トラックドライバー不足が顕在化するなど、このまま何も対策を講じなければ物流が滞り、いわゆる「2024 年問題」によって国民生活や経済活動に影響を及ぼすことが懸念されるところです。

これら物流を取り巻く各種課題解決を図るため、各省庁が一体となって、取引環境の改善に係るガイドライン等の策定や、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」による価格転嫁への取組、「物流革新に向けた政策パッケージ」による商慣行の見直しや物流の効率化への取組などを進めてきたところです。

今般、トラック事業者が法令を遵守して健全な事業運営を行っていく際の参考指標としての「標準的な運賃」について、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も

含めて、荷主企業等に適正に転嫁できるよう見直し¹がなされるとともに、「標準貨物自動車運送約款」等についても改正されました。

この見直しは、物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、実運送事業者が健全な事業運営のために適正な運賃を収受できる環境整備を目的として行われるものです。

また、令和5年11月に公正取引委員会から公表されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、公表資料（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられるもの）に基づくものとしており、この公表資料には、都道府県別の最低賃金やその上昇率などと同様に「標準的な運賃」も含まれております。

つきましては、貴団体傘下会員に、「標準的な運賃」「標準貨物自動車運送約款」等の改正及び改正の主旨について周知いただきますようお願いいたします。

■ 詳細については下記リンク先をご参照ください。

- ・ 標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第209号）

（国土交通省 HP） https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html



- ・ 標準貨物自動車運送約款（令和6年国土交通省告示第210号）

（国土交通省 HP） https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html



- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

（公正取引委員会 HP）

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html



【本件に関するお問い合わせ先】

- ・ 近畿運輸局自動車交通部 貨物課

電話：06-6949-6447 FAX：06-6949-6531